

## 振興基準に盛り込むべき新たな論点について

前回改正（平成 28 年 12 月）以降に把握した新たな課題や働き方改革による影響等を踏まえ、以下の論点等についてご検討頂きたい。

○大企業間での手形払いが改善されないことに起因する、川下の大企業から川上の下請事業者に対する現金払いの不徹底

○昨年 7 月に決定した「未来志向型・型管理に向けたアクションプラン」を踏まえた対応や型の製作代金の 24～36 回の分割払い問題

○働き方改革の推進を阻害する取引慣行

- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因する適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や附帯作業の要請 等

○その他、下請事業者の事業承継の円滑化、生産性向上や働き方改革を実現する上で必要な事項、その実施に当たり親事業者が協力すべき事項

等

※なお、改正にあたっては、分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう留意する。

○第 3 回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ (平成 30 年 6 月 5 日開催)

【配付資料 1】

「働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン」(抄)

4. 発注側・調達側の「行き過ぎ・やり過ぎ」のチェック (下請関係)

◎大企業等の「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せも懸念される中、長時間労働につながる「行き過ぎ・やり過ぎ」の商慣行を是正する。[経産省・公取委・厚労省・各省庁]

(「行き過ぎ・やり過ぎ」の例)

- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ・親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ・親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ・過度なジャストインタイム、過剰な賞味期限対応や欠品防止対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・工期や納期の過度な年度末集中

○きめ細かい実態把握、下請ルールの改正や制度作り、業界団体への働きかけなどを実施。

- 下請Gメンによるヒアリングや大規模調査を通じて把握した「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せ懸念などを踏まえて、本年夏を目途に下請中小企業振興法「振興基準」を改正 (注)。この改正内容を踏まえ、下請ガイドラインの改訂、「自主行動計画」の改定とその実行を要請し、フォローアップ調査を実施。[経産省・各省庁]
- (注) 改正にあたっては、分量、言葉遣いなどが、下請け中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう留意する。

【配布資料 2】

「働き方改革を巡る中小企業の実情と対応策【改訂版】」（抄）

2. 発注側・調達側の問題

政府の施策

- 幅広い業種・取引を対象とした下請中小企業振興法「振興基準」に必要事項を追記するなどの改正を平成 30 年夏頃までを目途に行うとともに、これを踏まえ、「しわ寄せ」や「吸い上げ」を行わないよう下請ガイドラインの改訂、自主行動計画の改定要請を検討。

（経産省・国交省・総務省・警察庁・農水省）

○未来投資戦略 2018（抄）（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

（3）新たに講ずべき具体的施策

vii) 中小企業・小規模事業者の生産性革命に向けた環境整備

・下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に加え、「自主行動計画」の着実な実行を促しつつ策定業種の拡大を図る。下請Gメンの体制を強化し、年 4,000 件以上の調査による実態把握を徹底する。働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ懸念等を踏まえ、下請中小企業振興法「振興基準」を改正する。